

定款認証の合理化について (個別論点② - 真正性の確認)

平成29年12月
内閣官房
日本経済再生総合事務局

I. 認証で実施される行為を必須とする合理性があるか。

① 真意の確認および犯罪の心理的な抑止

② 真正性の確認

③ 作成された原始定款の保存

④ 適法性の確認

II. 認証で実施される行為の主体を公証人に限定する
合理性があるか。

III. 認証を不要化する場合・条件を特定できないか。

論点の整理

- 真正性の確認は、なりすましの防止や、定款に記載の発起人を特定できるようにするため、名義人の意思に基づき真正に作成されたものであることを確認するために実施。
- 事務局からは「電子署名が付された電子定款については、面前確認を不要としてはどうか」という代替策を提案していたが、電子署名の管理状況の観点から意見があった。
- しかし、以下の論点を鑑みると、電子署名による真正性の確保は、現行制度との比較においても十分だと考えられる。

(参考：法務省ご回答) 電子署名について、真正性担保の観点からいうと、印鑑よりもそれが本人のものであるという点については信頼性が高いと考えられるが、印鑑の管理の場合と同様に、電子署名のカードやパスワードの管理については人の行為が介在する問題であり、他人が冒用するリスクが存在する。 実際問題として、電子署名のカードやパスワードを、実印と同じように厳重に管理しなければならないという意識に至っていない人も一定の割合で存在すると考えられる。

代理人申請時に使用される電子署名について

- ◆ 代理人による申請での確認は発起人の電子署名が付された委任状に基づいており、現行制度でも結局電子署名によって本人確認していると考えられる（複数発起人で、一部のみが出頭する場合も同様）。なぜ本人申請の際には電子署名による本人確認が認められないのか。

株式会社の原始定款の特殊性について

- ◆ 株式会社の原始定款のみ、真正性の確認を必須（合同会社、定款変更の際は不要）とする合理性は無いのではないか。

②真正性の確認

代理人申請時に使用される電子署名について

- 代理人による申請での確認は、発起人の電子署名が付された委任状に基づいており、現行制度でも結局電子署名によって本人確認していると考えられる（複数発起人で一部が出頭する場合も同様）。
 - なぜ本人申請の際には電子署名による本人確認が認められないのか。

（法務省ご回答抜粋）代理人申請の場合には、（中略）まず代理人が作成したことの真正性について面前確認をし、さらに、代理人が権限に基づいて作成していることを委任状及び既に委任者と直接のやりとりをしている代理人の面前確認によって行っている。代理人の面前確認をする際に、委任者から委任を受けていること及びその委任内容についての委任者の真意を代理人に対して確認しており、委任状のみによって代理人の作成権限を確認しているわけではない。



論点の深掘り

- ✓ 代理人申請では結局のところ発起人の意思は委任状にある電子署名（電子の場合）に基づいており、これで真正性が認められるのであれば、電子定款に電子署名が付されている場合に真正性が認められない合理性はあるか。



現行制度と事務局提案において、委任者の真正性の確保に質的な違いがあるか。 4

原始定款に限定した確認について

- 株式会社の原始定款のみ、真正性の確認を必須（定款変更の際は不要）とする合理性は無いのではないか。

（法務省ご回答）原始定款については、不適法であった場合に、会社不存在、設立無効、登記申請却下による会社不存在という重大な法的効果が生じるため、事後の紛争を防止するために認証を必要としている。定款変更について認証を不要としているというよりも、原始定款について、それが不適法であった場合における効果の重大性に鑑み、認証を必要としているものである。



論点の深掘り

- ✓ 取引関係者に影響が及ぶと考えられる会社の行為として、マネーロンダリングやテロ資金供与等も考えられるが、現在こうした犯罪を防止するための個別法においても真正性の確認として面前は求められていないにも関わらず、定款認証においては必須とする合理的な説明が可能か。
- ✓ なお、設立無効を防止する方策は真意の確認等を必須とする以外にも考えられる。

（再掲）

- 会社の設立無効は、設立登記から2年以内に、株主・取締役・監査役・執行役又は清算人が訴えを提起することによってしか主張できず、特定の条件（発起人・株主・取締役が一人かつそれらが同一人物である）に限定すればその発生防止にさらにつながるのではないか
- また設立無効事由に基づけば、特定の条件（①モデル定款を採用、②発起人の電子署名がある株式発行の同意書の提出、③発起設立に対象を限定）に限定すればその発生防止にも有効ではないか。

合同会社に限定した確認について

- 合同会社の設立登記についても、絶対的記載事項を備えた適法な定款の添付が必要。定款が違法の場合、当該定款は無効となり、会社の設立無効要因となるにも関わらず、公証人による認証は不要。（再掲）
- 株式会社の原始定款のみ、真正性の確認を必須（合同会社の原始定款は不要）とする合理性は無いのではないか。

（法務省ご回答抜粋）

- 合同会社は、敢えて会社をめぐる利害関係者の利益を保護するための法規制を積極的に講じないこととしているため、その原始定款の認証は不要とされている。他方、株式会社は、不特定多数の者が、特に法的知識、交渉能力、資金力等を有しない場合であっても、容易にその社員（株主）となり、または取引できるようにするために、株式会社をめぐる利害関係者の利益を法律によって、事前・事後にわたって手厚く保護している。
- 合同会社と株式会社は、そもそも意義の異なる種類の会社として設けられており、合同会社について定款認証が不要であることをもって、株式会社も定款認証が不要とすべきということにはならない。

論点の深堀り

- ✓ 株式会社および合同会社の類型が異なることは承知しているが、株式会社の株主、合同会社の社員いずれも有限責任であることに変わりはない。
 - 合同会社についても「重大な法的効果」の発生は防止されるべきということを考えると、電子定款の場合は電子署名の添付で真正性の確認が充足されるということではないか。